

社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.805

平成28年
9月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



《ラマ教の寺》平山郁夫 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

産前産後休業期間中は 届け出により保険料が 免除されます

年金制度上で次世代を育成支援するために平成26年4月1日から始まった保険料免除制度で、産前産後休業を取得した方は、届け出により育児休業と同じように保険料の負担が免除されます。

産前産後休業期間中の保険料免除

- 産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、事業主の届け出により被保険者分と事業主分の両方の保険料が免除されます。
- 届け出は産前産後休業期間中に事業主が「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。
- 保険料が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月)までです。
- 免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。



産前産後休業を終了した際に 標準報酬が改定される場合があります

産前産後休業終了時の標準報酬の改定

- 産前産後休業終了後に次の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了後の3か月間の報酬の平均額をもとに新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。
 - ①これまでの標準報酬月額と改定後の標準報酬月額との間に1等級以上の差が生じること。
 - ②産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月の内、少なくとも1か月における支払基礎日数が17日以上であること。
- 上記によって決定された標準報酬月額は、1～6月に改定された場合、再び随時改定等がない限り、当年の8月までの各月に適用されます。また、7～12月に改定された場合は、翌年の8月までの各月に適用されます。
- 届け出は産前産後休業終了時に事業主が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を日本年金機構へ提出します。

社会保険委員等研修会のご案内

松江・出雲・浜田の各社会保険委員会、各年金事務所、並びに協会けんぽ島根支部の共催事業として、年金委員・健康保険委員および社会保険事務担当者の方々を対象に、次のとおり研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしています。

地 区	日	時	会 場
松 江	11月 7日(月)	13:30~16:20	くにびきメッセ(多目的ホール)
出 雲	11月 9日(水)	13:30~16:20	ニューウェルシティ出雲(牡丹)
浜 田	11月16日(水)	13:30~16:20	浜田市総合福祉センター大会議室

★研修内容及び申し込み方法については、日本年金機構からのお知らせをご覧ください。

●お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

給付金の申請忘れは ありませんか？

健康保険には、加入者の皆さまが病気やケガをされたり出産をされた場合などのための様々な給付金がありますが、時効の起算日から**2年**を過ぎてしまうと給付を受けられなくなってしまいます。給付金の申請をお忘れでないか今一度ご確認ください。



療養費

●制度の概要

被保険者、被扶養者の方が、保険医療機関等の窓口で、保険証を提示できなくなったときや海外で診療を受けたときなど、やむを得ない事情があって医療費の全額を支払ったときに保険者が認められた額が支給されます。

●消滅時効の起算日

療養に要した費用を支払った日の翌日
(被保険者の資格を喪失した後に、無効となった保険証を提示して医療機関等から療養を受けた場合は、以前の保険者に医療費を返還した後、現に加入している保険者に療養費の請求をすることが出来ますが、この場合の消滅時効の起算日は、当該療養を受けた日の翌日となります。)

高額療養費

●制度の概要

被保険者・被扶養者の方が同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えたときにその超えた額が支給されます。

●消滅時効の起算日

診療月の翌月の1日

出産手当金

●制度の概要

被保険者の方(任意継続被保険者を除く)が出産で仕事を休み給料を受けられないときは、出産(予定日)以前42日前(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間、欠勤1日につき、直近12か月の標準報酬月額平均額の30分の1の2/3が支給されます。

●消滅時効の起算日

出産のために労務に服さなかった日ごとにその翌日

出産育児一時金

●制度の概要

被保険者・被扶養者の方が出産したとき、一児ごとに原則42万円が支給されます。支給の対象となる出産は、妊娠4か月(85日)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工中絶も含まれます。

●消滅時効の起算日

出産日の翌日

傷病手当金

●制度の概要

被保険者の方(任意継続被保険者を除く)が、療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間(待期)あったうえで4日以上休んだ場合に、給料を受けられないときは、4日目から欠勤1日につき、直近12か月の標準報酬月額平均額の30分の1の2/3が支給されます(支給開始日から1年6か月の範囲)。

●消滅時効の起算日

労務不能であった日ごとにその翌日

埋葬料(費)

●制度の概要

被保険者本人・被扶養者の方が亡くなられたときは、5万円が支給されます。

●消滅時効の起算日

死亡した日の翌日
(埋葬費については、埋葬を行った日の翌日)

健康保険給付の制度の詳細やお手続きについては、

協会けんぽのホームページをご覧くださいか、
協会けんぽ島根支部までお問い合わせください。

●手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144

(一般財団法人)島根県社会保険協会からのお知らせ

当協会は、会員事業所の皆様に納めていただく会費で、全ての事業を行っています。



28社会保険実務基礎講座が松江・益田両会場でスタートしました

「平成28年度版社会保険の事務手続」の本の内容に沿って解説をしてゆく社会保険実務基礎講座、今年度は8月の開始で、17日松江、18日益田でスタートし、12月までの5ヶ月、合計10日間にわたる講座が始まりました。松江25名、益田26名の方々が受講されています。両会場とも、定員に達した後にも申込みが相次

ぎ、幸いにも益田会場は座席の追加スペースがあり、6名分追加しました。

なお、今年度後半には、今回の講座とは別に「60歳代前半の年金の支給と調整について」の講座も県内数カ所で開催していますので、当協会ホームページなどにご注意下さい。

冬期助成事業(ボウリング・スケート・温泉利用など)は12月1日開始です



助成事業の対象は、平成28年度社会保険協会費を納めていただいています会員事業所の被保険者・被扶養者の皆様です。

11月の「社会保険しまね」(会員事業所に送付)に同封して利用券をお送りする予定としています。

健康づくりDVDの貸出を行っています



当協会会員事業所(平成28年度社会保険協会費を納入いただいている事業所)は、送料等全て無料でご利用頂けます。

DVDは現在31タイトルの貸出をしていますが、貸出希望の多いタイトルは、

- 「メタボ解消!10分間エクササイズ」
- 「大笑い健康プログラム第1笑」
- 「大笑い健康プログラム第2笑」

- 「若々しい体をキープ!エクササイズ&ダイエット
 - 「Good-byeストレス」
 - 「スロートレーニングで太らない体を作る」
- 等です。

DVDのタイトルや、貸出のための利用申込用紙などは当協会ホームページをご覧ください。なお、ホームページをご覧になれない場合にはお電話下さい。

第25回益田・鹿足地区ソフトボール大会を開催しました



去る7月24日、久々茂コミュニティ広場を会場に、8チームによる熱戦が行われました。大会の運営、審判団を益田市ソフトボール協会にご協力頂き、ありがとうございました。

優勝 五共木材

準優勝 正光会 松ヶ丘病院

最優秀選手 石田大輔(五共木材)

優秀選手 南日出夫(松ヶ丘病院)

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻805号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2016.9.13発行 ※次回の発行については平成28年11月を予定しています。